

球磨村告示第9号

令和5年第2回球磨村議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月28日

球磨村長 松谷 浩一

1 期 日 令和5年3月6日

2 場 所 球磨村議会議場

○開会日に応招した議員

永椎樹一郎君

西林 尚賜君

宮本 宣彦君

板崎 壽一君

東 純一君

犬童 勝則君

嶽本 孝司君

舟戸 治生君

高澤 康成君

田代 利一君

3月7日に応招した議員

同 上

3月8日に応招した議員

〃

3月9日に応招した議員

〃

3月10日に応招した議員

〃

○応招しなかった議員

令和5年 第2回 球磨村議会定例会会議録(第1日)

令和5年3月6日(月曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第1号)

令和5年3月6日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一般事務組合議会報告
- 日程第4 承認第1号 専決処分事項報告承認について
- 日程第5 議案第3号 人吉球磨広域行政組合規約の一部変更について
- 日程第6 議案第4号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第7 議案第5号 工事請負契約の変更について
- 日程第8 議案第6号 球磨村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第9 議案第7号 球磨村公営住宅維持管理基金条例の制定について
- 日程第10 議案第8号 球磨村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第9号 球磨村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第10号 一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第11号 球磨村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第12号 球磨村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第13号 球磨村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第14号 球磨村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第15号 球磨村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第18 議案第16号 球磨村保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第19 議案第17号 球磨村が管理する村道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 日程第20 議案第18号 令和4年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第21 議案第19号 令和4年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第22 議案第20号 令和4年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第23 議案第21号 令和4年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第24 議案第22号 令和4年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第25 議案第23号 令和5年度球磨村一般会計予算について
- 日程第26 議案第24号 令和5年度球磨村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第27 議案第25号 令和5年度球磨村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第28 議案第26号 令和5年度球磨村介護保険特別会計予算について
- 日程第29 議案第27号 令和5年度球磨村簡易水道特別会計予算について
- 日程第30 発議第1号 球磨村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第31 発議第2号 球磨村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一般事務組合議会報告
- 日程第4 承認第1号 専決処分事項報告承認について
- 日程第5 議案第3号 人吉球磨広域行政組合格約の一部変更について
- 日程第6 議案第4号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部
変更について
- 日程第7 議案第5号 工事請負契約の変更について
- 日程第8 議案第6号 球磨村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第9 議案第7号 球磨村公営住宅維持管理基金条例の制定について
- 日程第10 議案第8号 球磨村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第11 議案第9号 球磨村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

- 日程第12 議案第10号 一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第11号 球磨村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第12号 球磨村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第13号 球磨村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第14号 球磨村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第15号 球磨村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第16号 球磨村保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第17号 球磨村が管理する村道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第18号 令和4年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第21 議案第19号 令和4年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第22 議案第20号 令和4年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第23 議案第21号 令和4年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第24 議案第22号 令和4年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第25 議案第23号 令和5年度球磨村一般会計予算について
- 日程第26 議案第24号 令和5年度球磨村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第27 議案第25号 令和5年度球磨村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第28 議案第26号 令和5年度球磨村介護保険特別会計予算について
- 日程第29 議案第27号 令和5年度球磨村簡易水道特別会計予算について
- 日程第30 発議第1号 球磨村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第31 発議第2号 球磨村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

出席議員（10名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1 番 | 永椎樹一郎君 | 2 番 | 西林 尚賜君 |
| 3 番 | 宮本 宣彦君 | 4 番 | 板崎 壽一君 |
| 5 番 | 東 純一君 | 6 番 | 犬童 勝則君 |

7番 嶽本 孝司君

8番 舟戸 治生君

9番 高澤 康成君

10番 田代 利一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 蔵谷 健

書記 山口 隆雄

説明のため出席した者の職氏名

村長	松谷 浩一君	副村長	門崎 博幸君
教育長	森 佳寛君	総務課長	上薮 宏君
復興推進課長	友尻 陽介君	税務住民課長	境目 昭博君
保健福祉課長	大岩 正明君	産業振興課長	犬童 和成君
建設課長	松舟 祐二君	会計管理者	假屋 昌子君
教育課長	高永 幸夫君		

午前10時00分開会

○議長（舟戸 治生君） おはようございます。本日は第2回定例会が招集されましたところ、全員ご出席です。

ただいまから、令和5年第2回球磨村議会定例会を開会します。

会議に先立ち、12月定例会以降の行事と諸般の報告をします。

それぞれの行事につきましては、お手元に配付してあるとおりですので、報告書をもって報告に代えさせていただきます。

続いて、12月定例会以降の例月出納検査について、議会推薦監査委員板崎壽一君にその報告をお願いします。

○議員（4番 板崎 壽一君） おはようございます。監査報告。令和4年12月定例会議会以降の例月出納検査の結果についてご報告を申し上げます。

令和4年11月、12月、令和5年1月分の結果については、報告書のコピーをお手元に配付しておりますが、検査の結果につきましては、それぞれ何ら不正非違の点は見受けられず、全て適正でありました。

なお、数値等の詳細については、報告書を事務局に備えてありますので、御覧ください。
以上で、例月出納検査の報告を終わります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第1、会議録署名議員の指名について、会議規則第123条の規定によって指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、10番、田代利一君、1番、永椎樹一郎君を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月10日までの5日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月10日までの5日間に決定しました。

日程第3. 一部事務組合議会報告

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第3、一部事務組合議会の報告を行います。

まず、人吉球磨広域行政組合議会の報告をお願いします。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。おはようございます。人吉球磨広域行政組合議会の報告をいたします。

まず、令和4年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会2日目でございますが、令和4年12月23日午前10時から開催をされました。

日程第1、議案第17号熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部変更については、執行部の補足説明を受けた後、質疑、採決を行い、原案のとおり可決されました。

日程第2、委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員会委員長の申出のとおり決定され、定例会を閉会いたしました。

閉会后、全員協議会が開かれ、本組合議会議員定数についての協議がありました。

以上、令和4年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会2日目の会議結果について報告をいたします。

次に、令和5年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会1日目が、令和5年2月24日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催をされました。

日程第1、会議録署名議員の指名では、人吉市の6番、井上光浩議員、同じく人吉市の7番、豊永貞夫議員が指名をされました。

日程第2、会期の決定では、あさぎり町、皆越てる子議会運営委員会委員長の報告の後、会期は2月24日に開会し、3月27日を閉会とする32日間とし、2月25日から3月26日までを休会とすることに決定をいたしました。

日程第3、行政報告では、理事会代表理事から、令和4年第4回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第4、議案第1号地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、日程第5、議案第2号人吉球磨広域行政組合個人情報保護法施行条例の制定について、日程第6、議案第3号人吉球磨広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、日程第7、議案第4号人吉球磨広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第8、議案第5号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、日程第9、議案第6号令和4年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第3号）、日程第10、議案第7号令和4年度人吉球磨広域行政組合一般会計経理の負担金の総額の訂正（第1号）、日程第11、議案第8号令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、日程第12、議案第9号令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額、この9件では、一括して理事会代表理事の提案理由の説明を受け、日程第1、議案第1号及び日程第7、議案4号から日程第10、議案第7号までの5件については、執行部の補足説明を受けた後、質疑、採決を行い、原案のとおり可決されました。

閉会日となる3月27日の議事日程については、最初に一般質問を行い、次に、議案第2号、議案第3号、議案第8号及び議案第9号の4件について、執行部の補足説明の後、質疑、採決を行い、最後に委員会の閉会中の継続調査を諮り、閉会することとし、定例会1日目を散会いたしました。

以上、令和5年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会1日目の会議結果について報告をいたします。

○議長（舟戸 治生君） 次に、人吉下球磨消防組合議会の報告をお願いします。5番、東純一君。

○議員（5番 東 純一君） 5番です。おはようございます。人吉下球磨消防組合議会の報告をいたします。

令和5年2月22日、人吉下球磨消防組合消防本部会議場においての、令和5年2月第1回人吉下球磨消防組合議会定例会の会議の結果を報告します。

会議の結果。

日程第1、会期の決定。令和5年2月22日、1日間と決定しました。

日程第2、会議録署名議員の指名。2番、川邊正美議員、五木村選出、3番、永田博人議員、相良村選出を指名。

日程第3、議案第1号人吉下球磨消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第4、議案第2号人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第5、議案第3号人吉下球磨消防組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第6、議案第4号人吉下球磨消防組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第7、議案第5号人吉下球磨消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第8、議案第6号人吉下球磨消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第9、議案第7号人吉下球磨消防組合職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第10、議案第8号人吉下球磨消防組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について、以上の議案第1号から議案第8号までを一括しての説明があり、原案可決いたしました。

日程第11、議案第9号人吉下球磨消防組合個人情報保護法施行条例の制定について、人吉下球磨消防組合個人情報保護法施行条例については、個人情報の保護に関する法律が改正され、改正後の法律が直接地方公共団体に適用されることに伴い、新たに制定するものということで、原案可決いたしました。

日程第12、議案第10号令和4年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（4号）について、歳入歳出予算の総額からそれぞれ582万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億1,198万1千円とするもので、原案可決。

日程第13、議案第11号令和5年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4,743万2千円とするもの、前年度比では、3億2,462万8千円の減額で原案可決。

日程第14、議案12号熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、日程第15、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告があり、令和4年11月25日に第8回目となる本部特別委員会を開催した概要について報告がありました。

報告事項といたしまして、1、西分署新庁舎変更事業の進捗について、2、本部中央消防署庁舎移転候補地について、この2点につきまして、執行部よりの報告があったものということで報告がなされました。

以上、消防組合議会からの報告を終わります。

○議長（舟戸 治生君） 以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

ここで、村長から施政方針の申出がっておりますので、これを許可します。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 改めまして、おはようございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言、ご挨拶を申し上げます。

令和5年球磨村議会第2回定例会におきまして、令和5年度一般会計予算案をはじめ特別会計予算案並びに諸案件を提案し、ご審議をお願いするに当たり、私の村政に臨む姿勢を申し上げ、村民の皆様並びに議員各位にご理解とご協力を賜りたいと存じます。

令和2年7月豪雨から2年8か月がたちましたが、その間も被災された皆様の一日も早い生活再建を最優先に全力で取り組んでまいりました。現在、道路等のインフラは復旧が進み、先日は、神瀬地区の宅地かさ上げ事業の着工式が行われました。

また、渡及び一勝地地区の災害公営住宅につきましては、今年の夏に塚の丸団地も、令和5年度中には第1期分を供用できる見込みであり、復興に向けての歩みを着実に進める中で、一つの節目を迎えようとしております。

一方で、現在も仮設住宅等での不自由な暮らしを余儀なくされている方が多くおられる中、昨年の9月には人口が3,000人を割り込み、被災者の生活再建と並行して人口減少対策が急務となっています。令和5年度におきましても、復興への歩みを止めることなく、球磨村復興計画に掲げる災害に強く豊かな地域資源を後世に継承し、住民が安全に安心して住み続けられる山里、球磨村の復興を目指してまいります。

また、平成31年度に策定した第6次総合計画の後期基本計画と復興計画の一本化に併せて球磨村人口ビジョンも見直すことで、持続可能な村づくりを進めてまいります。

復興には長い年月と多くの財源、そして人材も必要となります。最優先すべき課題に対応しためり張りのある予算編成を行いつつ、中長期財政計画と照らし合わせながら、計画的な財政運営が必要となります。人材におきましては、他自治体からの派遣職員の方々のご協力と任期付職員を採用し、復旧・復興事業に取り組んでおりますが、来年度はさらに派遣職員数が縮小となる見込みであり、真に必要な事業の選択と効率的な予算の執行を行っていかねばなりません。

このほか、社会情勢の変化に伴う物価高騰や経済対策への迅速な対応も求められることから、国、県の動向等を注視しながら支援を講じる必要があります。

令和5年度予算につきましては、地方交付税の交付額が不透明な中、厳しい予算編成となっておりますが、先延ばしができない復旧復興関連事業につきましては、財政調整基金等を適切に活用し、着実に進めてまいります。これらにつきましては、職員全体で共有した上で、球磨村復興計画に掲げる基本目標に基づき、必要な事業のうち優先順位の高いものから予算編成を行いました。

まず、基本目標1、村民の生活再建につきましては、渡及び一勝地地区の災害公営住宅の建設

を目標とする夏までに完了させるよう取り組むとともに、神瀬地区につきましても、小規模住宅地区等改良事業を活用し、令和5年度中の完成を目指します。また、塚の丸団地の宅地整備につきましては、令和5年度中の第1工区27区分の土地の引渡しに向け、県と連携して整備を進めてまいります。

木造仮設住宅につきましては、有効活用の観点から、県から譲与を受け、球磨川流域復興基金等を活用し、村有住宅として改修する予定としております。さらに、従来の住宅リフォーム助成金に加え、木造住宅建設に対する補助金を創設し、定住促進を図ってまいります。

次に、子育て・教育環境の再生と安心して学べる環境づくりにつきましては、スクールカウンセラー等の配置により、児童生徒に対する心のケアを図るとともに、ICTを活用したオンライン学習を学校だけでなく家庭学習でも充実させるため、小中学生がいる世帯のインターネット利用料の一部助成を継続してまいります。

加えて、子育て世帯への支援としまして、保育所の保護者負担金や保育所副食費の助成、子ども医療費の助成、そして学校給食費におきましては、これまでの半額から全額へと助成額を増額するとともに、高校生等に対しましては、1人当たり月額5千円を補助し、通学や就学に対する経済支援を行います。これら子ども・子育て支援の充実を図ることで、生産年齢人口の減少に歯止めをかけ、未来を支える世帯の育成に努めてまいります。

なお、村内の小中学校につきましては、令和6年4月から9か年一貫教育の義務教育学校球磨村立清流学園として開校いたします。現在、開校準備と並行して、各学校の閉校に向けた準備を進めていただいているところであります。

今後も、議会や住民の皆様には丁寧な説明を心がけまして、将来を見据えた教育環境の整備を進めてまいります。

次に、日常生活や移動等、生活環境の早期復旧と利便性向上につきましては、災害以降、運賃無料の予約制で運行していましたがコミュニティバスを、4月からは全路線で運賃を100円とし、一部区間を除いて定時運行に戻します。あわせて、利用者の実態を把握することで、村民の皆様にとってより利便性の高い公共交通体系の再編を検討してまいります。

また、JR肥薩線の復旧に向けて、継続して沿線の自治体と共同で早期復旧のための要望を行ってまいります。

次に、地域コミュニティの再生と脱炭素の村づくりにつきましては、いまだ多くの方々が仮設住宅等での生活を余儀なくされておりますので、地域支え合いセンターを中心とした見守りや生活相談、戸別訪問などにつきましては、医療、福祉、行政の各機関が連携し、生活への不安を取り除けますようにきめ細やかな支援を継続してまいります。

また、地域コミュニティの再生につきましては、共助の村づくり補助金の補助対象を見直し、

地域の環境美化活動等を支援しつつ、災害公営住宅のコミュニティ形成や住民が主体となる復興に寄与する取組の支援を行ってまいります。

脱炭素社会の実現に向けましては、環境に配慮したソーラーパネル等の設置や、小水力発電の事業可能性調査を進め、また、熊本大学が環境省から受託した中山間地域で進めるEVマイクロバスの評価検証事業を継続するとともに、児童生徒への環境教育も推進してまいります。

次に、基本目標2、村を支える産業の再生と雇用の創出につきまして、ご説明します。

まず、球磨川と共生する村の自然を生かした観光村づくりにつきましては、昨年にも第1回を開催して好評を得ました球磨村リバイバルトレイル大会を令和5年度も実施するとともに、地域のにぎわいづくりに向けた話し合いを継続し、村外に向けましても復旧復興の状況と併せて村の魅力を発信する動画を作成してまいります。

また、昨年秋に開催しました球磨村復興祭につきましては、開催方法を精査した上で、これからも復興の機運を高めるイベントとして実施してまいります。

次に、村の顔となる観光産業の再生につきましては、新型コロナウイルス感染症が5月から5類感染症に移行することに伴いまして、球泉洞やラフティング事業者等の関連団体と連携して、観光振興を進めてまいります。

また、一勝地温泉「かわせみ」につきましては、指定管理者制度を活用して民間の企業、アイデアを生かすことで、多様化する住民ニーズに対応しつつ、建築後28年が経過した建物の大規模な改修を行うことで、村の観光交流の拠点施設、ひいては村の復興のシンボルとなりますように発展させてまいります。

次に、山の暮らしと農林業、商工業のなりわい再生につきましては、基盤となる農道、農地、農業用施設、林業、作業道等における災害復旧の早期の完了を目指すとともに、なりわいの活力回復や雇用の確保、村の持続的な発展に向けた生産基盤の復旧やスマート農林業の導入検討による地域産業の再建を支援してまいります。

また、農作物への被害が増加している有害鳥獣の捕獲補助を継続するとともに、ジビエを活用した特産品の開発、販売にも地域おこし協力隊制度を活用し、事業を展開してまいります。

商工業の再生と振興につきましても、持続可能な活力ある地域づくりのために、商工会等と連携を図りながら事業者支援を行ってまいります。

最後に、基本目標3、災害に強く安全に安心して暮らせる新たな球磨村の創造についてですが、道路、橋梁、インフラの早期復旧につきましては、国や県と連携して幹線道路や橋梁の早期復旧とともに村道の災害復旧工事を進めてまいります。

災害に強い村づくりに向けた復旧と備えにつきましては、復旧復興まちづくり計画に基づいて、避難地や避難路の整備を県と連携し行います。その上で、災害に備えるために、水災補償の保険

料の一部助成の継続、また自主防災組織の設立、増加を目指し、研修会等の実施とともに避難所に指定している公民館等に対する必要な備品の整備を行い、防災意識の醸成を図ってまいります。

以上、令和5年の予算編成に当たりまして、基本的な考え申し上げました。令和4年度に引き続き、復旧復興に係る予算を最優先とするために、経常的、継続的な事業に関しては、積算方法の見直しなどを行い、経費削減に努めました。

冒頭に申し上げましたとおり、令和5年度は災害公営住宅の竣工や宅地の造成等により、生活再建が一気に進むものと期待をしておりますが、復興を進める中で取り残される方がいないように、しっかりと住民に寄り添った支援を行いつつ、人口減少対策等、喫緊の課題にも対応していかなければなりません。

一方で、昨年実施しました球磨村復興祭やリバイバルトレイル大会におきまして、住民と行政が協働して開催できたことで、地域を支える人々のつながりを再確認し、また、このつながりも本村の魅力の一つであると改めて感じたところです。この球磨村を、これから先も長きにわたって存続させることが、村民の皆様から村政を託された私の責任であると強く感じております。10年後、20年後、さらに先を見据えまして、これからも一つ一つ決断していく所存であります。

誰も経験したことのない災害からの復興、そして、住民が安全に安心して住み続けられる球磨村の実現を目指し、私の任期最終年となる令和5年度も全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様をはじめ村民の皆様におかれましては、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。

○議長（舟戸 治生君） それでは、議案の上程を行います。

日程第4. 承認第1号 専決処分事項報告承認について

○議長（舟戸 治生君） 日程第4、承認第1号専決処分事項報告承認を上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました承認第1号専決処分事項報告承認について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、林道川島大岩線復旧事業に伴う補正でございます。

令和2年7月豪雨災害からの復旧工事を実施しておりました林道川島大岩線ですが、当該復旧工事箇所とは異なる場所でのり面が崩落したため、2月3日から全面通行止めを実施しており、住民の方々の日常生活及び復旧工事の進捗に支障を来している状況でございます。そのため、崩落したのり面の除去等を実施し、一日も早く通行ができるようにするため、設計費や工事費を補正いたしました。

なお、今回は応急工事であるため単独事業となりますが、今後、本復旧工事を実施する際には補助事業を活用する見込みでございます。

このようなことから、2,700万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億8,473万4千円として、2月17日に専決処分を行いました。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第5. 議案第3号 人吉球磨広域行政組合格約の一部変更について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第5、議案第3号人吉球磨広域行政組合格約の一部変更を上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第3号人吉球磨広域行政組合格約の一部変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本村が加入しております人吉球磨広域行政組合の議会協議により、令和5年4月1日から同議会議員数並びに構成市町村から選出される議員数を変更することとなります。そのため、地方自治法第286条第1項の規定により、令和5年4月1日から人吉球磨広域行政組合格約の一部を変更する必要があります。

地方自治法第290条の規定により、人吉球磨広域行政組合の規約を変更しようとするときは、加入する関係団体の議会の議決を経る必要がありますので、今回の定例会において、同文による議決をお願いするものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりました。

この議案については、本日採決をする必要があることから、直ちに審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、これから本案件の審議を行います。ご審議をお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決され

ました。

日程第6. 議案第4号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第6、議案第4号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約一部変更を上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第4号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本村が加入しております熊本県市町村総合事務組合の規約第3条第10号に規定する交通災害事務から、令和5年6月30日をもって玉名市が脱退します。そのため、地方自治法第286条第1項の規定により、令和5年6月30日限りで熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要があります。地方自治法290条の規定により、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、加入する関係団体の議会の議決を経る必要がありますので、今回の定例議会において、同文による議決をお願いするものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第7. 議案第5号 工事請負契約の変更について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第7、議案第5号工事請負契約の変更を上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第5号工事請負契約の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和3年第6回球磨村議会臨時会において議決いただきました林道川島大岩線9号から15号道路災害復旧工事において、契約金額を1,541万3,522円減額し、7,962万6,478円に変更いたしたく、球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本工事は、9号箇所から15号箇所をまとめて1工事としており、それぞれ変更設計金額に増減が生じております。今回の変更は、路側構造物の経済比較等による復旧工法の変更や補強土壁工の躯体内の土砂を購入土から現地発生土を利用することとしたこと、また、先月、本路線内で発生したのり面崩壊の影響で、10号箇所ののり面工事において、吹き付け機械や高所のり面掘削機の手配が間に合わない等の理由により、一部工事を来年度に先送りしたこと等の変更による

減額でございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第 8. 議案第 6 号 球磨村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第 8、議案第 6 号球磨村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定を上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第 6 号球磨村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

令和 3 年 5 月に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、国や行政機関、独立行政法人等がそれぞれに有していた法律を一つの法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報制度につきましても、令和 5 年 4 月 1 日から統合後の法律に基づき、全国共通ルールを規定し、その所管を個人情報保護委員会に一元化することとなりました。

これにより、本村におきましても、改正後の個人情報の保護に関する法律の適用を受けることとなるため、現行の球磨村個人情報保護条例を廃止し、改正後の施行のために必要な事項を規定した条例を制定するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第 9. 議案第 7 号 球磨村公営住宅維持管理基金条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第 9、議案第 7 号球磨村公営住宅維持管理基金条例の制定を上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第 7 号球磨村公営住宅維持管理基金条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の条例制定は、地方自治法 241 条第 1 項の規定によるものでございます。災害公営住宅 2 棟の建設に伴い、長期的な観点から当該住宅及び関連する共同施設の整備、修繕等の費用に充てるため、財源を積み立てていく必要がございます。積み立てる財源につきましては、入居者の家賃及び家賃低廉化事業とし、目的を計画的に実施できるよう基金を設置するものでございます。

なお、令和 5 年度災害公営住宅完成後より運用を行っていく予定でございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第 10. 議案第 8 号 球磨村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する

条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第10、議案第8号球磨村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定を上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第8号球磨村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

フレックスタイム制及び休憩時間制度に関しまして、令和4年8月8日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告の中で、国家公務員に係る制度を柔軟化することが明らかにされ、令和5年4月からの施行が予定されているところでございます。

これに関しまして、人事院規則等の改正が見込まれており、その内容を踏まえて、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の休憩時間の規定につきまして、より柔軟に対応できるよう改正を行うものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきすようよろしくお願い申し上げます。

日程第11. 議案第9号 球磨村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第11、議案第9号球磨村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定を上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第9号球磨村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

先に上程いたしました球磨村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正と同様に、フレックスタイム制及び休憩時間に関しまして、人事院より国家公務員に係る制度を柔軟化することが明らかにされ、令和5年4月からの施行が予定されているところです。

これに伴い、育児短時間勤務の規定につきましても、勤務開始時間を午前5時から可能とする改正を行うものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきすようよろしくお願い申し上げます。

日程第12. 議案第10号 一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第12、議案第10号一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定を上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第10号一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

村直営での管理運営を可能とするために、令和3年4月に条例の全部改正を行いました。令和5年4月より指定管理者による運営を前提とした条例へ改めて全部改正を行います。

今回の改正により、利用料金は人件費、光熱水費など維持管理に必要な経費及び利用者数等を総合的に勘案し、指定管理者があらかじめ村長の承認を得て定めることとなります。また、開館時間、休館日につきましても指定管理者があらかじめ村長の承認を得て定めることとしております。

ご審議の上、ご決定いただきすようよろしくお願い申し上げます。

日程第13. 議案第11号 球磨村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第13、議案第11号球磨村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定を上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第11号球磨村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

出産育児一時金の支給額の見直しに関する健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布されたことに伴い、球磨村国民健康保険条例の一部を改正し、令和5年4月1日より施行するものでございます。

今回の健康保険法施行令の一部改正は、出産育児一時金の金額を見直すものであり、球磨村国民健康保険条例第6条の出産育児一時金の支給額を40万8千円から48万8千円に改めるものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきすようよろしくお願い申し上げます。

日程第14. 議案第12号 球磨村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第14、議案第12号球磨村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定を上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第12号球磨村後期高齢者医療に関する条例の

一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、熊本県後期高齢者医療広域連合において、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が制定されたことから、改正依頼通知に伴い、球磨村後期高齢者医療に関する条例において、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、村が処理する事務であります新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を規定する広域連合附則を変更するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第15. 議案第13号 球磨村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16. 議案第14号 球磨村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第15、議案第13号球磨村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定並びに日程第16、議案第14号球磨村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、関連がありますので、一括して上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 一括上程いただきました議案第13号球磨村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第14号球磨村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、国において児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、令和5年4月1日より施行されることとなったため、省令の基準に従い改正を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、家庭的保育事業者及び放課後児童健全育成事業者において安全計画を策定することとし、送迎バス等を使用する場合につきましては、利用者の所在の見落としを防ぐ措置等を義務づける規定を設けるものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第17. 議案第15号 球磨村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

て

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第17、議案第15号球磨村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定を上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第15号球磨村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

民法第822条に規定されていた懲戒権につきまして、令和4年12月16日に本条文が削除され、民法第821条に新たに子の人権尊重に関する条文が追加されました。

これに関係して、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準省令の従うべき基準であった懲戒に係る権限の濫用禁止に関する条文も削除されたことから、基準に従い本条例の第26条を削除するものでございます。

また、併せて、令和5年4月1日に施行されるこども家庭庁設置法に伴う条文の整理と近年の手続のデジタル化を鑑み、保育所と保護者間の手続等に関するものにつきまして、デジタル化による対応も可能である旨の包括的な規定の整備を行うものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきすようよろしくお願い申し上げます。

日程第18. 議案第16号 球磨村保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第18、議案第16号球磨村保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例の制定を上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第16号球磨村保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、令和5年4月1日に施行されるこども家庭庁設置法に関連し、子ども・子育て支援法第19条第2項が削除されることから、条文の整理を行うものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきすようよろしくお願い申し上げます。

日程第19. 議案第17号 球磨村が管理する村道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第19、議案第17号球磨村が管理する村道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定を上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第17号球磨村が管理する村道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、平成31年4月に一部改正された道路構造令の条文に合わせるために、球磨村が管理する村道の構造の技術的基準に関する条例に、自転車通行帯に関する条文を追加するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第20. 議案第18号 令和4年度球磨村一般会計補正予算について

日程第21. 議案第19号 令和4年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について

日程第22. 議案第20号 令和4年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について

日程第23. 議案第21号 令和4年度球磨村介護保険特別会計補正予算について

日程第24. 議案第22号 令和4年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第20、議案第18号令和4年度球磨村一般会計補正予算から、日程第24、議案第22号令和4年度球磨村簡易水道特別会計補正予算までは、令和4年度の一般会計及び特別会計の補正予算ですので、5議案を一括して上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 一括上程いただきました議案第18号から議案第22号について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第18号令和4年度球磨村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、年度末も近づき、各事業の実績に基づいて補正を行っております。

まず、歳出から主な内容をご説明いたしますと、予算書25ページから26ページの財産管理費の積立金は、令和4年度の預金利子等の実績を計上するとともに、ふるさと応援基金及び災害復興基金につきましては、寄付受付額の実績に合わせて補正をしております。

また、財政調整基金及び村有施設整備基金につきましては、今後の復興事業等の財源として活用が見込まれるため、歳入総額の実績から積立てを行います。

予算書26ページから27ページの定額給付金給付費及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費におきましては、村民の皆様に対して物価高騰対策のため給付金等の経済支援を実施いたします。

まず、定額給付金給付費では、村民1人当たり1万円を給付することとし、この財源は令和4年度の国の補正予算において増額交付された普通交付税を活用いたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費では、令和4年にも実施しました暮らし

の応援商品券事業に係る第2弾分の予算を計上し、1人当たり1万2千円分の商品券を配布することで、経済支援と併せて村内地域経済の活性化を図ります。この財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

なお、どちらの事業も予算を令和5年度へ繰り越して事業を実施するため、村民の皆様へお届けできるのは令和5年度になってからとなります。

予算書31ページの過年度補助金返納金は、令和3年度自立支援給付費に係る補助金等が実績により確定したため、国や県へ補助金の返還を行うものです。

予算書32ページの保育所運営費は、村内保育園の利用定員の変更や保育士の処遇改善に伴い予算を増額しております。

予算書34ページの有害鳥獣捕獲事業は、捕獲頭数が当初見込んでいた頭数より増加したため、県の補助も活用し補正をしております。

続いて、歳入の主な内容をご説明しますと、予算書15ページの村税につきましては、個人所得割や償却資産現年度課税分等が当初の見込みよりも増加することとなったため、補正をしております。

予算書16ページの村職員派遣負担金は、令和4年度に熊本県及び人吉球磨観光地域づくり協議会へ本村職員を1名ずつ派遣しており、県及び構成市町村から人件費を負担金として納付されることから補正をしております。

予算書22ページの直営林素材売払い収入は、木材売上げの実績に合わせて補正をしておりますが、今後、木材搬出に要した経費を算出した後、売上げから経費を差し引いて、水資源活用基金へと積み立てる予定でございます。

予算書23ページから24ページの地方債につきましては、事業実績や同意額に合わせて補正し、第3表にお示しをしております。

このようなことから、今回は3億3,483万円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ71億7,258万4千円とする予算を編成したところでございます。

また、災害復旧復興事業費で年度内に執行が完了できないと見込まれる事業がございますので、今回、第2表で繰越明許費としてご提案申し上げます。

次に、議案第19号令和4年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、実績見込額に合わせて国民健康保険税の減額、保険給付費の増額に伴い県支出金を増額しております。

また、歳出の償還金の財源としまして、繰越金を増額しております。

次に、歳出につきましては、保険給付費の一般被保険者における高額医療費につきまして、今

後の支出見込額に合わせて増額しております。

また、令和3年度の健康診査等の実績確定に伴う償還金につきまして、諸支出金を計上しております。

このようなことから、今回は525万6千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億5,515万5千円とする予算を編成したところでございます。

次に、議案第20号令和4年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、転出・死亡による被保険者数の減により保険料及び保険基盤安定負担金を減額しております。

また、繰越金について、令和3年度からの繰越金を計上しております。

次に、歳出につきましては、歳入において減額した保険料及び保険基盤安定負担金に合わせて、広域連合納付金を減額し、諸支出金において一般会計繰出金を計上しております。

このようなことから、今回は327万2千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ5,546万7千円とする予算を編成しております。

次に、議案第21号令和4年度球磨村介護保険特別会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

歳入につきましては、国県負担金補助金、支払い基金交付金を交付決定に合わせて補正しております。

また、一般財源として繰越金を追加し、介護給付費準備基金からの繰入金を減額しております。

歳出につきましては、保険給付費において実績見込みに合わせた補正と国県負担金等に合わせた財源組替えを行っております。

このようなことから、552万5千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ7億2,840万円とする予算を編成したところでございます。

最後に、議案第22号令和4年度球磨村簡易水道特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

まず、歳出につきましては、令和4年度水道技術管理者資格取得の負担金及び旅費を計上していましたが、応募者多数による選考の結果、本年は受講ができませんでしたので、負担金及び旅費を減額しております。

次に、歳入につきましては、歳出で説明しました負担金及び旅費を繰越金に求めていたため、同額を減額しております。

このようなことから、今回は82万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億352万6千円とする予算を編成したところでございます。

また、第2表繰越明許費につきましては、令和2年7月豪雨災害に伴う松舟橋配管の災害復旧事業に係るものですが、橋梁復旧工事の進捗に合わせての工事となることから、年度内に復旧工事が完了しない見込みでありますので、繰越しの設定をお願いするものでございます。

以上、令和4年度一般会計並びに各特別会計補正予算について、ご説明を申し上げます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 審議の途中ですが、ここで10分間休憩を取ります。

午前11時07分休憩

午前11時13分再開

○議長（舟戸 治生君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

日程第25. 議案第23号 令和5年度球磨村一般会計予算について

日程第26. 議案第24号 令和5年度球磨村国民健康保険特別会計予算について

日程第27. 議案第25号 令和5年度球磨村後期高齢者医療特別会計予算について

日程第28. 議案第26号 令和5年度球磨村介護保険特別会計予算について

日程第29. 議案第27号 令和5年度球磨村簡易水道特別会計予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第25、議案第23号令和5年度球磨村一般会計予算から、日程第29、議案第27号令和5年度球磨村簡易水道特別会計予算までは、令和5年度の一般会計及び特別会計予算ですので、5議案を一括して上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 一括上程いただきました議案第23号から議案第27号について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第23号令和5年度球磨村一般会計予算についてご説明申し上げます。

令和5年度一般会計予算の総額につきましては、令和4年度予算と比べて23億3,300万円増の72億8,200万円を編成しております。

初めに歳入についてご説明いたします。

村税につきましては、令和4年度からの雑損控除繰越額の減額により、個人の所得割額が増加見込みのため、令和4年度よりも増額して計上しております。

地方交付税につきましては、令和2年7月豪雨災害に伴う派遣職員に係る経費等について特別交付税措置があることから、その措置額を見込んで計上し、また、普通交付税につきましては、これまでの実績から17億円を計上しております。

国県支出金につきましては、各事業の事業費に合わせて負担金や補助金等を計上しております

が、令和5年度で供用を開始する災害公営住宅の買取り費用について国の補助金があるため、国庫支出金が令和4年度よりも大きく増加しております。

繰入金につきましては、基金の目的に合った事業に活用する予算を計上しております。

なお、令和4年度で令和2年7月豪雨災害の災害廃棄物処理事業に活用した村債の償還に活用する補助金の交付があり、減債基金へと積み立てておりましたので、減債基金繰入金として、令和5年度の当該村債の利子償還へ活用いたします。

村債につきましては、辺地債や過疎債等の交付税措置率の高い村債を中心に、投資的事業の財源として活用することとしております。

続いて、歳出についてご説明いたします。

総務費については、企画費で国の補助金を活用し、小水力発電の事業性調査や脱炭素先行地域事業計画に基づく補助を実施し、脱炭素の村づくりを進めてまいります。

また、平成31年度に策定した村の第6次総合計画の後期基本計画と復興計画の一本化、また総合戦略を併せた計画を策定する予算を計上しております。

災害対策費では、山口地区の塚の丸宅地整備及び避難路整備について、引き続き県に委託して進めるとともに、神瀬施設区においては、避難地整備と避難地までの避難路整備事業を進めます。また、令和2年7月豪雨で被災された方の自宅再建に係る費用の補助も引き続き実施してまいります。

民生費につきましては、災害対策費で地域支え合いセンター設置運営事業や仮設住宅等から再建先の住宅へ転居する際の費用に対する助成を国や県の補助金を活用して実施してまいります。

また、県の子育て支援策として、低所得子育て世帯の児童1人に5万円を給付する予算を計上しております。

衛生費につきましては、保健衛生総務費で出産・子育て応援給付金を計上し、妊娠時及び出産後の経済的支援を行うほか、保健師が出産や育児に関する相談窓口となり、全ての子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境を整えてまいります。

農林水産業費につきましては、農業振興費で農業振興地域整備計画の見直しを行うため、事前の基礎調査を実施いたします。

林業費では、林道東俣線開設事業を再開し、令和5年度は測量設計を行います。

森林環境費では、倒木等による停電を防止するため、支障木の伐採を行うこととし、令和5年度は村道黄檗線及び第二茂田線を予定しております。

また、村民の方が新築住宅を建設される際の木材利用を促進するため、要件を満たした住宅建設に係る費用の一部に対して補助を実施いたします。

山村振興対策費では、令和5年4月から一般社団法人トラックセッションを一勝地交流セン

ター「かわせみ」の指定管理者に指定し、観光振興及び住民の福祉向上を図ります。なお、建築後28年が経過する一勝地交流センター本館をはじめとして、経年劣化に対応するため、施設の改修や整備も実施します。

商工費については、アウトドア用品で知られているモンベルのフレンドリアへ登録する負担金を計上し、連携した活動を行ってまいります。

土木費につきましては、道路維持費で、村道に係る橋梁の点検及び補修を計画的に進めるとともに、安心して通行できる村道の維持管理を行います。

河川改修費では、村が管理する河川に堆積した土砂を除去し、河川氾濫等の災害防止を図ります。

住宅管理費では、渡地区及び一勝地地区に建設されている災害公営住宅を購入する予算を計上し、財源は国の補助、村債及び村有施設整備基金を活用いたします。

なお、災害公営住宅は、入居世帯の所得に応じて家賃が決定されるため、一般的な家賃と実際の家賃の差額を補填する家賃低廉化事業補助金が国から補助され、災害公営住宅の維持管理費用へ活用いたしますが、補助金の余剰分については、公営住宅貸付け料とともに公営住宅施設維持管理基金へ積み立てて、後年後の施設改修や住宅購入の際の財源とした村債の償還に活用いたします。

消防費については、非常消防費の備品購入で消防積載車を1台購入することとし、防災費の備品購入では指定緊急避難所及び自主防災組織が運営する避難所の備品を整備いたします。

教育費については、事務局費で、村内の高校生1人当たり月に5千円を補助し、通学や就学に対する支援を行います。

小中一貫教育推進事業費では、令和5年度末で村内の小中学校が閉校することから、閉校に係る事業の経費を補助することとしております。補助するとともに、令和6年度に開校する球磨清流学園の校旗購入費を計上しております。

小学校費及び中学校費の教育振興費では、学校給食の助成額をこれまでの半額から全額へと増額し、子育て世帯への経済的支援を行います。

保健体育費では、球磨川リバイバルトレイルショートin球磨村を開催するための村実行委員会への負担金を計上しております。

令和5年度の予算編成では、歳出においては継続して実施されている事業の効果を検証し、事業によっては縮小や廃止を行いました。一方で、災害公営住宅購入、山口地区における宅地造成や避難路整備事業等の復興事業を進めているため、予算額が大きく増加いたしました。また、全国的な物価高騰の影響により、物件費をはじめとして様々な経費も増額しており、予算額の増加要因となっております。

今後も施設整備を中心に、令和2年7月豪雨災害からの復興事業を継続しますが、復興事業の財源確保は大きな課題であります。歳出の事業費だけでなく、財源をどう確保していくか、村職員が一丸となって英知を集め、復興に全力で取り組んでまいります。

令和5年度は私の1期目の最終年度であり、仕上げの年となります。今年の村の復興、今後の村の復興、そして活性化につながる事業を展開してまいりたいと考えております。

次に、議案第24号令和5年度球磨村国民健康保険特別会計予算について提案理由をご説明申し上げます。

まず、歳入につきまして、健康保険税は県が示す標準保険料を基に算定しておりますが、被保険者の減少に伴い減額しております。

また、国民健康保険事業費納付金の減少に伴い、県補助の保険給付費等交付金を減額しております。

次に、歳出につきましては、国民健康保険事業費納付金の減少に伴い減額しております。また、予備費につきましても減額しております。

このようなことから、令和4年度予算額に対しまして、1,308万6千円を減額し、予算総額を歳入歳出、それぞれ4億8,956万4千円で編成しております。

次に、議案第25号令和5年度球磨村後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、被保険者から徴収する後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金を計上しております。後期高齢者医療保険料につきましては、保険料率に変更はありませんが、いわゆる団塊の世代が75歳に到達することで、県全体の被保険者数が増加していることから、保険料の積算基準に一律2%の調整を加えており、前年度と比べて増加しております。

また、一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定負担金からの繰入金が減少しております。

次に、歳出につきましては、総務費に関しまして、村が行う窓口業務及び徴収事務に伴う経費を計上し、後期高齢者医療広域連合納付金に広域連合へ納付する保険料及び一般会計から繰り入れた保険基盤安定負担金を計上しております。

このようなことから、後期高齢者医療特別会計予算の総額は、前年度当初予算比183万4千円増の歳入歳出それぞれ6,057万3千円を編成しております。

次に、議案第26号令和5年度球磨村介護保険特別会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。

介護保険特別会計予算の総額につきましては、前年度当初予算比で575万5千円を減額し、歳入歳出それぞれ7億690万9千円を編成しております。

歳出につきましては、令和5年度中に、令和6年度から3年間の第9期球磨村介護保険事業計

画を策定する必要があることから、計画作成委員会費を計上しております。

また、現在、球磨郡9町村で運営している介護認定審査会を人吉市と統合し広域化するため、システムの統一に向けた改修に取り組むほか、訪問介護委員の業務効率化を目的とした訪問調査モバイルシステムの導入に要する費用として、介護認定審査会のシステム改修費に係る負担金を計上しております。

歳出の財源として、介護保険料、国県支出金及び支払い基金交付金、一般会計繰入金のほか、介護給付費準備基金からの繰入金を予定しております。

令和5年度は、第8期介護保険事業計画に基づき、高齢者の皆様が住み慣れた地域でいつまでも健康で暮らすことができますよう、自立支援と健康づくりの取組をさらに推進し、生活支援体制や認知症支援体制等の強化を図り、地域包括支援センターの機能を充実させるとともに、介護予防事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

最後に、議案第27号令和5年度球磨村簡易水道特別会計予算について、ご説明申し上げます。

簡易水道は、施設の維持管理を主体として運営しております。

まず、歳入につきましては、水道使用者から徴収する水道使用料及び公債費の一部に充当する一般会計繰入金を計上しております。

次に、歳出につきましては、工事請負費、簡易水道水質検査手数料、水道遠隔監視システム維持管理業務委託料等の維持管理に係る経費のほか、公営企業会計への移行に当たり、公営企業会計移行業務委託料に係る経費を計上しております。

このようなことから、簡易水道特別会計予算につきましては、前年度比で3,330万円を増額し、歳入歳出それぞれ1億1,010万円を編成しております。

今後も、住民の皆様へ安定して安心安全な水道の供給に努めてまいります。

以上、令和5年度一般会計並びに各特別会計予算についてご説明を申し上げます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第30. 発議第1号 球磨村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第30、発議第1号球磨村議会会議規則の一部を改正する規則の制定を上程します。

本案件について提出議員の説明を求めます。9番、高澤議員。

○議員（9番 高澤 康成君） 球磨村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、議員活動と家庭生活の両立支援策をはじめ男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産・育児・介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、

議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から産前産後の欠席期間を規定するものです。

また、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものです。

本村議会規則につきましても、全国標準規則を参酌し、議会における欠席の届出の取扱いと請願者の利便性の向上を図るため、球磨村議会会議規則の一部を改正するものでございます。審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

日程第31. 発議第2号 球磨村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第31、発議第2号球磨村議会の個人情報の保護に関する条例の制定を上程します。

本案件について提出議員の説明を求めます。9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 球磨村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が1本に統合されることとなり、令和5年4月1日以降、各地方公共団体の個人情報保護制度については、統合後の法律、改正後個人情報保護法の規定による共通ルールが直接適用されることとなりますが、各地方公共団体の議会は共通ルールの適用対象から除外され、自立的な対応に委ねるものとされています。

現在、球磨村議会の個人情報の保護制度は、球磨村個人情報保護条例によって規律されていますが、改正後個人情報保護法が施行される令和5年4月1日以降は、その条例が廃止されることとなるため、引き続き、同水準で球磨村議会の個人情報の保護制度を規律するため、条例を新規制定します。

条例の主な内容は、対象の個人情報は、議会事務局の職員が職務上作成または取得したものとし、必要な範囲を超えて保有してはならない、保有の制限。本人の同意がある場合などを除き、利用目的以外の利用・提供制限を設けております。

また、開示請求に係る手続、開示決定などの期限を定めるとともに、開示請求者本人の生命や財産を害するおそれがあるものや、情報提供者との信頼関係を損なうと認められるなどの情報は開示しないこととする不開示情報を規定しております。

最後に、球磨村議会事務局の職員などが本条例に反した場合の罰則規定を定めております。

条例の施行日は令和5年4月1日です。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、明日3月7日午前10時から開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午前11時36分散会
